

令和6年10月23日

美濃加茂市政記者クラブ 各位

美濃加茂市市民福祉部
国保年金課長 片岡 宏恵

国民健康保険高額療養費自己負担限度額適用区分の誤りについて

国民健康保険高額療養費について、自己負担限度額適用区分の誤りにより給付費を過大支給していたことが判明しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

海外からの転入者（前年所得不明者）がいる世帯における高額療養費の自己負担額は、国民健康保険法施行令第29条の3第1項第5号において、前年所得不明により所得が0円であっても、高額療養費の所得区分は「住民税非課税世帯」ではなく「課税世帯の最も低い区分」とすることとなっているところ「住民税非課税世帯」を適用していました。これにより、高額療養費等を過大支給していたため、返還を求める必要が発生しました。

令和6年7月に他市において同様の誤りが発生した旨の報道があり、これを受け当市においても海外転入者の入力状況を確認したところ、令和6年10月1日に本件に関する詳細が判明しました。

2. 対象

令和4年度と令和5年度において海外転入者がいる世帯で、非課税区分により高額療養費等を支給した世帯（法の規定により時効消滅していないもの）

3. 件数及び金額

8世帯 計263,928円

4. 今後の対応

過大支給した世帯に、個別で謝罪と説明を行ったうえで、返還をお願いしていきます。

5. 再発防止策

適正な法解釈の徹底、複数人での確認によるチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

6. 公表について

市公式ホームページに掲載いたします。

問い合わせ

美濃加茂市市民福祉部

国保年金課長 片岡 宏恵

国保・収納係長 亘 弘二

連絡先 0 5 7 4 - 2 5 - 2 1 1 1

(内線 2 4 0、2 2 1)